

社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会 行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日までの4年間

2. 内容

目標1：所定外労働を削減するため、「ノー残業デー」の設定を継続し、浸透を図る。

<対策>

- 令和5年4月～ 計画的な実施に向けて管理職が検討
- 令和5年5月～ 「ノー残業デー」の実施
※実施の曜日（週3回）については、各部署の実情に応じ、決定するものとする。

目標2：有期契約職員を含む全職員の意欲向上休暇について、一人当たり年間4日以内で取得するようにする。

<対策>

- 令和5年4月～ 意欲向上休暇の取得状況を把握
- 令和5年5月～ 計画的な取得に向けて管理職が検討
- 令和5年6月～ 各部署において意欲向上休暇の取得計画を策定